

三浦市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 意見広告
- (4) 名刺広告
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に関するもの
- (7) その他広告として適当でないと市長が認めたもの

(広告掲載の申込み等)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、三浦市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかに掲載の可否を決定し、三浦市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、別表第1のとおりとする。

(掲載料の支払い)

第5条 広告掲載の決定を受けた者は、速やかに掲載料を支払わなければならない。

(掲載料の還付)

第6条 既に納付した掲載料は還付しないものとする。ただし、申込者の責によらない理由により広告掲載が不可能となったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1月を単位とする。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、別表第2のとおり掲載期間を延長する。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、申込者又は広告内容が次のいずれかに該当する場合は、第3条第2項の規定による当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。

(2) 当該広告を掲載することで、ホームページの公共性及び品位を害するおそれが生じたとき。

(3) 申込者から広告掲載の取消しの申出があったとき。

2 市長は、ホームページ運営上やむを得ない事情が生じたときは、申込者と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

規格（1枠につき）	期間	掲載料
縦75ピクセル 横160ピクセル 5キロバイト以内 GIF形式	1月	20,000円

別表第2（第7条関係）

閉鎖した時間	延長する期間
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日